

議案第29号

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

備前市長 田原 隆雄

備前市条例第 号

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例(平成17年備前市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 岡山県農業共済組合

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第29号参考資料

公益的法人等への備前市職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基つき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 岡山県農業共済組合</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基つき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 備前市土地開発公社</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>